

会 議 の 経 過

委 員 長（長根一男君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開きます。

開議（午前10時00分）

委 員 長（長根一男君）

六戸町議会委員会条例第19条に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

委員並びに理事者側の皆様をお願いいたします。

説明及び質疑は、決算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示して発言の上、質疑の重複を避け、発言は議題の範囲を超えないよう簡潔をお願いいたします。

また、答弁も簡潔をお願いいたします。

発言される際は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。

議事進行は、歳入3款ずつ、歳出2款ずつ質疑を受けますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、認定第1号 令和5年度六戸町一般会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

おはようございます。

説明のほうなんです、こちらの決算報告書に基づいて説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

認定第 1 号 令和 5 年度六戸町一般会計決算認定についてご説明を申し上げます。

3 ページ下段の第 2 表をご覧ください。

令和 5 年度一般会計決算規模は、歳入が75億8,069万5,000円で、前年度に比べ14.7%の増、歳出は73億3,816万7,000円で、前年度に比べ15.6%の増となりました。

歳入歳出差引額は 2 億4,252万8,000円で、翌年度に繰り越すべき財源253万2,000円を差し引いた実質収支は 2 億3,999万6,000円となりました。このうち 1 億4,000万円は基金へ積立てをし、残りの9,999万6,000円は令和 6 年度への繰越金となります。

次に、5 ページ上段の第 4 表をご覧ください。

歳入の決算額を前年度と比較しております。

前年度に比べ大きく増加したものといしましては、1 款町税、15 款国庫支出金、16 款県支出金、19 款繰入金、20 款繰越金、22 款町債でございます。特に15 款国庫支出金、19 款繰入金、22 款町債は、義務教育学校建設事業の財源とした国庫負担金、基金繰入金、事業債の借入れなどによるものでございます。

また、大きく減少したものといしましては、11 款地方交付税、13 款分担金及び負担金などでございます。

第 5 表の一般財源と特定財源につきましては、構成比では、前年度に比べ特定財源が増加し、一般財源が減少しております。これは、一般財源である10 款地方交付税が前年度に比べ減少し、特定財源である15 款国庫支出金、19 款繰入金、22 款町債が増加したことによるものです。

第 6 表の自主財源と依存財源につきましては、構成比で、前年度に比べ自主財源が減少し、依存財源が増加しております。これは、義務教育学校関連事業に係る依存財源である15 款国庫支出金、22 款町債の割合が大きくなったことによるものです。

歳入の内訳につきましては、6 ページから13 ページにかけて、款を追って掲載しております。

15 ページ上段の第 8 表をご覧ください。

歳出の決算額を前年度と比較しております。

主なものといしましては、2 款総務費は、核燃料物質等取扱税交付金事業基金への積立金や中型バス購入などにより前年度に比べ4,017万9,000円の増、4 款衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減や国民健康保険診療所事業特別会計繰出金の減などにより前年度に比べ4,481万5,000円の減、6 款農林水産業費は、県営農村整備事業負担金など

の増により前年度に比べ8,792万8,000円の増、10款教育費は、義務教育学校建築工事や旧六戸高校建物等解体工事などにより前年度に比べ9億3,229万6,000円の増、11款災害復旧費は、前年度に豪雨に伴う災害復旧事業が行われたことなどにより前年度に比べ2,062万9,000円の減となりました。

16ページ、第9表をご覧ください。

義務的経費は、全体では前年度より565万3,000円の増となりました。主には、扶助費が障害者福祉サービス給付などにより増となっております。

その他の経費は、全体では前年度より7,439万5,000円の減となりました。主には、補助費等が前年度に高齢者に対する原油価格・物価高騰対策事業給付金事業が行われたことによる減となっております。

投資的経費は、全体では前年度より10億5,807万円の増となりました。主には、義務教育学校関連事業によるものでございます。

18ページからは施策の概要を款を追って掲載しております。

以上で認定第1号の説明を終わります。

委員長（長根一男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

最初に、歳入歳出の総括について質疑を受けます。

1ページから18ページまでであります。

質疑ありませんか。

山本委員。

11番（山本 実君）

おはようございます。

こちらの5ページの第4表の11地方交付税についてお尋ねしたいと思います。

約5,600万円ほど減額されているわけなんですけど、国の台所事情なのか、5,600万円ほど減額されてきているわけであります。そういうふうな中で、昨日の一般質問でも触れたと思いますけれども、これから六戸学園の償還等が始まった場合に、非常に町民サービスが低下をするのではないのか、させられないんですけれども、最低でも現状維持というふうなもの

を保ちながら、この町を運営しなければならないわけなんです、どうなんですか、交付税が減額される傾向にあると考えた場合に、町民サービスが……

委 員 長（長根一男君）

山本委員、ちょっと地方交付税は15ページから28ページのほうで質疑を受けます。

1 1 番（山本 実君）

今、総括じゃないの。

委 員 長（長根一男君）

決算ページ数は18ページまでになっているということ。

（「決算書のほうの18ページ」の声あり）

1 1 番（山本 実君）

総括じゃないんですか。

委 員 長（長根一男君）

地方交付税のほうで質問を受けますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

1 1 番（山本 実君）

ちょっと、別にここでもいいと思うんだけど、あえて、今、総括で説明したわけですから、それに対しての聞き方をしていたわけですから、でも委員長が……

委 員 長（長根一男君）

地方交付税のほうの11款のほうで議題にのっていますので、そちらのほうで説明を求めていますので、よろしくお願いいたします。

1 1 番（山本 実君）

はい。

委員長（長根一男君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

次に、歳入事項別明細書の質疑に入ります。

まずは、1款から3款までの質疑を受けます。

19ページから24ページまでであります。

質疑ございませんか。

盛田委員。

2 番（盛田嘉彦君）

おはようございます。

予算書の20ページですね。1款町税で、不納欠損額に関してご質問いたします。

決算報告書の25ページを見たときに、不納欠損の状況ということで記載されているんですけれども、件数が載ってはいるんですけれども、この件数は増えているんでしょうか、減っているんでしょうか。

委員長（長根一男君）

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

それでは、不納欠損の状況の件数についてご説明をさせていただきます。

不納欠損の状況を決算報告書の25ページのほうに記載をしております、①番の執行停止後3年経過、それから②番の時効消滅ということで記載のほうがあります。こちらのほうですけれども、国民健康保険税を含む部分となっておりますので、町民税、それから固定資産税、軽自動車税の部分だけにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、今、手元に令和4年度との比較の数字しかないんですけれども、そちらのほうをお示しするような形でよろしいでしょうか。

（「はい、大丈夫です」の声あり）

税務課長（澤口俊博君）

分かりました。それでは、令和5年度と令和4年度の増減の関係につきましてご説明をさせていただきます。

まず、令和5年度で不納欠損を行った普通税の部分でございますけれども、合計で26件ということになっております。これは令和4年度の25件と比べまして1件増えております。それから、時効消滅の部分でございますけれども、こちらのほうも普通税合わせて26件ということになっておりますが、令和4年度、時効消滅は全部で19件ということになっておりましたので、こちらは7件の増、全体では8件の増となっておりますけれども、そんな極端に10件、20件、30件というような数字で、増えた、減ったというようなことはございません。

以上です。

委員長（長根一男君）

盛田委員。

2 番（盛田嘉彦君）

今、件数に大きな違いはないというふうにおっしゃられたんですけれども、昨年の決算書、令和4年度ですね、を見比べてみると不納欠損額が倍以上増えているんですけれども、これは何ですか。

委員長（長根一男君）

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

去年の決算書との比較ということで、20ページの決算書の町税の不納欠損額のところを見ますと、不納欠損額、令和5年度については277万2,665円ということで、令和4年度の数

字が118万5,145円ということで、盛田委員ご指摘のとおり、こちらのほうは倍以上増えているということになっております。

増えた要因なんですけれども、まず町民税、それから軽自動車税のところにつきましては、例年と特に大きな変動等はありませんでした。ただ、固定資産税の部分での不納欠損額が大きく増えたことが原因ということで考えております。

なぜ増えたのかということなんですけれども、こちらのほう、2名の方、実は年間10万円ちょっと固定資産税のほうを課税している方だったんですが、何年にもわたって滞納のほうをしておりまして、滞納整理機構のほうへ移管をしたり、あるいはうちのほうで財産のほうを見つけて、その差押さえをしたりもしたんですけれども、納付に至らないということで、5年の時効で消滅させたというところが総額で約160万円ほどありました。ですので、件数自体はそんなに多くはなっていないんですが、大口の不納欠損を行ったということで、金額のほうが大きく増えて、前年度と比べて倍以上増えたというようなことになっております。

以上です。

委員長（長根一男君）

盛田委員。

2 番（盛田嘉彦君）

そうですね、税務課に関しては税收確保ということで努力されているというのはすごく理解はしているんですけれども、前回の全協の際に徴収率が下がったという報告を受けたんですけれども、この理由は何だと、原因は何だというふうに思っていますか。

委員長（長根一男君）

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

徴収率が下がったということで様々な原因のほうが考えられるのかなというふうには思っておりますけれども、個人的に一番大きいかなというのが一つございます。というのは、令和5年度、実は税務課の職員が年度途中で1人退職をするというようなことがございました。8月末での退職ということで、その後、約7か月間、1名減の状態ですべての事務を進めざるを得な

かったというような非常に厳しい状況がある中で、事務を進めなければならないというような状況になりました。

当然、そのままの事務分担で事務を進めるというわけにもいきませんでしたので、年度途中での事務分担の変更等を行わざるを得なかったということで、そこでちょっとといいますか、かなり混乱のほうを来したと。それを落ち着くまで待っているというようないともまなく事務を進めなければならないということもありましたので、その後ずっと引きずったまま年度末まで来てしまった。ある意味、その状況でも年度末まで何とかたどり着くことができたというような状況でしたので、当時の税務課の職員の努力で何とか乗り越えることができたものというふうに感じております。

ただ、この部分がもしなければ徴収率は現状維持だったかもしれませんが、もし1名減のままで税務課の職員の協力が得られなければ、これが0.5、1とかというような感じでさらに低下したのかもしれないというふうに考えますと、0.1%下がったことについては非常に残念ではございますけれども、痛手にはならなかったことは幸いかなというふうには考えております。

以上です。

委 員 長（長根一男君）

盛田委員。

2 番（盛田嘉彦君）

私も同じ感想を持っておりまして、8月ですね、1名減になったということの中で、これ減になっていなければ不納欠損額でも収入未済額も減って、もっと税収が上がったというふうに思っています。

私は、このこと自体が問題だというふうに思っておりまして、要は、これ税務課に限ったことではありません。ほとんどの課が減になっています。人数が減になったからといって仕事量が減るわけではなくて、当然いる方々でその仕事を割り当てなければならない。当然パフォーマンスは落ちてきますよね。これが、この状態がまだ続くというふうになると、住民サービスの低下というのはもう著しく目に見えて起こってくるというふうに思っています。

この現状を踏まえて、町長、どのような見解を持っておりますでしょうか、今の現状です

ね。

委員長（長根一男君）

町長。

町長（佐藤陽大君）

盛田委員からのご質問にお答えしたいと思います。

人の人員の不足の状態に関しては、足していくのは急務なことだなというように感じております。会計年度職員を採用して今までしのいできたという形が多かったんですけれども、やはり職員をきちっと採用して人員を十分満たした状態での業務というのは、やっぱり中に入っただけでは私感じる部分がありまして、今年度の初めにそれ相当の人数を新年度から、来年度からですけれども、採用したいという話をもう既にしておりますので、その部分、正規の職員を採用して補ってまいりたいと。もちろん成長するまでには職員個々の能力ですので時間はかかるかと思いますが、そこはみんなでバックアップしながら、各課全体、役場の中全体をそういうふうな人員の補充をして、新年度から取り組んでまいりたいというように考えております。

以上です。

委員長（長根一男君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

次に、4款から6款までの質疑を受けます。

23ページと24ページであります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

次に、7款から9款までの質疑を受けます。

25ページと26ページであります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

次に、10款から12款までの質疑を受けます。

25ページから28ページまでであります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

次に、13款から15款までの質疑を受けます。

27ページから42ページまでであります。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

次に、16款から18款までの質疑を受けます。

41ページから54ページまでであります。

質疑ございませんか。

杉山委員。

6 番（杉山茂夫君）

報告書の12ページ、寄附金のところです。

この中で、一般寄附金の中にふるさと納税というのがあって、先日、東奥日報にも県内のふるさと納税の赤字の部分も含めて載っておりました。私も以前これについてはいろいろ一般質問をしたこともございますけれども、ふるさと納税の426件、4,274万5,000円、この部分の、この間の説明では相当数の、4分の3ぐらいですか、これはいわゆる青森屋の宿泊の返礼に関わる寄附金だというふうに伺っていましたが、実は観光協会のほうではブランド事業というのがあって、いわゆる特産品の開発も含めて、このふるさと納税を納めてもらうという部分できっと取り組んでいる政策だと思います。実際にそういう青森屋のほかに、お米でも野菜でも、あるいは特産品でも、そういった部分に関わる金額というのはどのぐらい寄附金としてあるのかどうか、それが1つです。

それともう一つは、本来のふるさと納税の趣旨というのは、自分が生まれ育ったり、あるいは訪ねたり、お世話になったまちの応援をするために、ふるさと納税をするというのが趣旨だとすれば、今、六戸町が抱えている六戸学園の、その学園のこれから22年にわたっての償還が始まるわけですが、こういったいわゆる六戸学園応援寄附金とか、あるいはそういう部分での一つの、例えば全国に卒業生とかっているわけですが、あるいはそういう形の中での新しいそういう一つの組立てができないのかどうかということで、もしいろいろ考えているのであればお伺いをしたいと思います。その2点についてでございます。

委員長（長根一男君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

お答えさせていただきます。

先日の決算概要説明の中で、寄附件数ベースで約66%が青森屋さんの宿泊ギフト券、寄附金額ベースでは約95%というようになっております。1件当たりの寄附単価なんですけど、県内で2番目に高い六戸町は推移をしております、約10万円なので。青森屋さんの宿泊助成金、ギフト券を希望される方は、10万円どころではなくて、50万円とか40万円とか一気に納税されて寄附されていただける方が多いので、そういうふうな状況になってございます。

ほかの部分につきましても、寄附件数・額では、あと残り3割ちょっとあるんですが、今現在、道の駅さんのほうでご協力いただいていますヒバのまな板であるとか、最近ですとお米のほうの需要も大分増えてまいりました。ただ、金額ベースであるとか件数ベースであるとかですと、1桁台、1%とか2%という状況になってございます。

ブランド推進事業も含めまして、杉山委員からご指摘いただいた新たな商品づくりも、今、特産品となるべく新たな六戸町のお土産として使えるようなお菓子作りも企業さんのほうにちょっとご提案して今現在進めている状況ですので、いましばらくお待ちいただければと思います。

あともう一点の六戸学園に対しての特化した寄附を集めることはできないのかということなんですが、ふるさと納税を募集する際に、こういったことに使いますよというメニューはある程度お示しはしております、寄附者に対して。その中で、改めて六戸学園という文言はないんですが、教育部門であるとかという、あと特化していないのであれば、六戸町にお任せという部分もあるんですけれども、企画財政課とちょっと協議をして、その受入先のメニューとして六戸学園というメニューづくりができるかというのは検討してまいりたいと思います。

以上です。

委 員 長（長根一男君）

よろしいですか。

杉山委員。

6 番（杉山茂夫君）

様々な国の地方交付税措置はありますが、このふるさと納税というのは交付税の対象外の部分だということで、ふるさと納税でどんどん入ってくれば、そのままいろいろ使えるお金というふうに聞いておりますので、これからいろんな形でみんなで知恵を絞って税收アップにつなげればと思って質問をいたしました。以上です。答えもよろしいです。

委 員 長（長根一男君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

質疑なしと認めます。

次に、19款から最終22款までの質疑を受けます。

53ページから64ページまでであります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

質疑なしと認めます。

以上で歳入の質疑を終わります。

続きまして、歳出の質疑に入ります。

最初に、1款から2款までの質疑を受けます。

65ページから106ページまでであります。

質疑ございませんか。

下田委員。

9 番(下田敏美君)

79ページ、80ページ、2・1・5・24積立金ですが、ふるさと基金(ふるさと納税分)ですが、4,304万5,000円。事業には経費がかかるわけですが、これは経費を差し引いて積立てすると思うんですが違いますか。

(「休憩を」の声あり)

委員長(長根一男君)

暫時休憩お願いいたします。

休憩(午前10時30分)

再開（午前10時32分）

委員長（長根一男君）

休憩を閉じて会議を始めます。

企画財政課長、お願いいたします。

企画財政課長（吉田英輔君）

基金に積立てする段階で、事務費とか経費を引いた上で積んだほうがいいんじゃないかというご質問に対しては、実際にはそのふるさと納税があった年に、要は経費を算出するのに決算が来ないと経費が分からないことになります、5月末にならないと。ですので、一旦全額を積んでおいて翌年度にまずそれをどう使うかというのを割り振りしているような形になりますので、令和5年度の会計としましては一旦全額を積んでいるような形になってございます。

以上です。

委員長（長根一男君）

下田委員。

9 番（下田敏美君）

ただ、マスコミに実質的な収支というのを発表するから、やはり引くべきだと思うんだけど。マスコミに発表するのは、5月、6月、もっと遅い8月頃。

委員長（長根一男君）

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

こちらで公表というよりは、ふるさと納税がまず前年度収入として入ります。それに対して次の年の住民税、ふるさと納税、六戸町に入ってきている分は六戸町外から寄附をされた分になります。それで、六戸町からほかの自治体に寄附された人というのは、寄附額の

2,000円を引いた残りの額が町の住民税が減額になる形になります。ですので、寄附がまず令和5年度ほかの自治体から入ってきたのに対しての損失というのは、次の年の住民税が確定する6月じゃないと差し引き額というのは出ませんので、そのタイミングで公表というか、そのデータを使って出しているものと思われます。

以上です。

委員長（長根一男君）

下田委員。

9 番（下田敏美君）

ただ、この決算報告書の20ページを見ると、ふるさと納税事業、寄附返礼品及び送料、全部、印刷製本は何円、通信運搬費は何円、トータルで1,386万1,000円かかっているよというふうにまず我々見るわけですよ。だから、この分を引くべきじゃないのかなと、引いて計上する、積立金にするべきじゃないのかなと、そう思うんだけども。

副町長（円子富浩君）

はい、委員長。

委員長（長根一男君）

副町長。

副町長（円子富浩君）

私もふるさと納税のほう職員時代ずっと持っておりましたので、本来この制度は、本来の寄附者に対して返礼品をあげなさい、そういうことは一切書いてございません。当初のスタートは、単なるふるさとを思う寄附額だったんですね。ところが、今はそれを、寄附金を多く集めるために各自治体が返礼品とかなんとかってやっているわけですよ。

寄附した人は、10万円寄附した人は、それをこのために役立ててほしいと寄附してきているわけですね。そこから返礼品分差し引いて、じゃ残った分をその新たな思うように、役立たせていただきますというのはちょっとおかしいと思うんですね。10万円寄附した人は、10万円何かに役立ててほしいという気持ちで納めているわけですから、積み立てるお金から

事務費なり返礼品代なりを差し引いて積み立てるというのは、寄附者に対してもちょっと筋が通らないのかなという気はします。

経費についてはきちっと算出されているわけですから、その差額が幾らと聞かれたときには、当然お示しできる状態にはできるかと思えますけれども、その辺ご理解いただければと思います。

委員長（長根一男君）

下田委員。

9 番（下田敏美君）

ただ、我々町民が見ると、マスコミでもう発表している、実質収支は何円だよと、ちゃんと一覧表になって出ているわけだ。だから、見れば、あれ、予算書と違う、決算書と違うなと、そう思うのが普通だと思いますけれども。マスコミのふるさと納税見ましたか。

委員長（長根一男君）

副町長。

副町長（円子富浩君）

マスコミの報道の仕方が、こっちの趣旨とは違うという部分はほかにもいろいろありますけれども、あくまでも決算書というのはルールに基づいて決算を算出して出すわけですから、その中身をどういじって、どうマスコミが出すかというのはまた別問題かと思うんですけれども、ということでご理解いただけますか。

委員長（長根一男君）

よろしいでしょうか。

9 番（下田敏美君）

はい。

委員長（長根一男君）

ほかに質疑ありませんか。

盛田委員。

2 番（盛田嘉彦君）

決算書88ページ、2款総務費ですね。上から上段から3番目、14節工事請負費の中の街路灯LED化工事に関して質問いたします。

報告書の20ページにその詳細が載っているんですけども、この中で、予算にコロナウイルス感染症の交付金が充てられているんですけども、LED化とコロナと全く関係ないと思うんですけども、これ何ですか。

委員長（長根一男君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

まず、令和5年度の当初予算で、平成16年、平成17年当時に町中心街に設置しました街路灯、スズラン型でメイプルくんのモニュメントがついた街路灯なんですけど、その部分がもう19年、18年経過して経年劣化で水銀灯でもう光量も足りなくてということで、各町内会のほうから交換したいんですけどもということで、従来からありました補助金、町からの補助金を使って町の町内会の持ち出しも含めてほぼそと交換してきたという経緯はあるんですけど、1基当たり10万円も交換費用がかかるということで、令和5年度の当初で年間大体6基分ぐらいずつ、ちょっと年数はかかりますけれども、6基分ずつ毎年度予算措置をして町で交換していこうじゃないかという話で、当初予算をご決議いただいた部分はあるんですけど、4月になってからコロナ交付金のメニューの中で、推奨事業メニューという中に中小企業に対するエネルギー価格の高騰対策支援というメニューがございました。

その中をよくよく読んでいきますと、街路灯等の維持を含め、価格高騰の影響を受ける自治会等の負担軽減を緩和するものにも使って構いませんというメニューがございました。ということで、国から頂いたその金額をほとんど全て100%に近い形でこの事業に充ててございます。

それに関連して、町内会では今まで自己負担も含めて交換費用もかけていた部分が軽減さ

れるというのと、決算報告書の19ページの一番下の部分なんですが、町内会等の管理防犯灯電気補助という部分があるんですが、総務課のほうで昨年ですと49の町内会に、町内会でかかっている電気料の3分の2を補助しているという部分がございます。LED化にしますと、カタログベースでは大体電気料が4分の1になるということで、町内会も得をする、町としても町から町内会に出す補助金額も減るということで、どちらもウィン・ウィンのとてもいい状況でございましたので、コロナ交付金というメニューを活用しての事業となりました。

以上です。

委員長（長根一男君）
盛田委員。

2 番（盛田嘉彦君）

今の説明で十分納得しました。

今後、このLED化と、あと町内会に対する補助というのは今後も続いていくということで、町長、いいんでしょうか。お考えです、今後の。

委員長（長根一男君）
町長。

町長（佐藤陽大君）

そういうつもりで、続けていくという形でよろしいと思っております。

（「以上です」の声あり）

委員長（長根一男君）
ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

次に、3款から4款までの質疑を受けます。

105ページから138ページまでであります。

質疑ございませんか。

委員長（長根一男君）

苫米地委員。

12番（苫米地繁雄君）

民生費のほうで第3款から3点ぐらい、それで4款から1点お伺いしたいと思います。

3款の1項2目7節報償費があります。これと、それから3款の2項1目児童福祉総務費、それから3款の2項1目12節委託料、それと4款の1項2目、まず1つ目からいきたいと思いますが、決算書とこの報告書の金額が、この報償費、合わないんですよ。

報告書31ページ、それから決算書は109ページからですかね、ここに百歳祝金というのがあるんですが、94万6,000円、決算書のほうは91万8,150円、それから敬老会のほうはコロナのために式典はやらなかったということで106名の22万1,000円、ところが令和4年度は、令和4年度って、今のやつは決算書のほうが11万6,080円、ここがちょっと合いませんよね。あと、ここに19節も18節も入っているんですが、18節は合っています。19節は繰上げしてまず合っているんですが、この敬老会と百歳祝金の金額が合っていない。それと、敬老会のほうの108人で22万1,000円というのが令和5年度ですが、令和4年度は129人で14万1,000円、この金額の差もまたどうしたものかなという気がするので、この点をお答え願いたいと思います。

それから、2番目の3款2項1目児童福祉総務費ですが、これは、ここに合わない。昨年もそうなんですけれども、報告書の32ページですね。ここに、児童福祉総務費の黒丸の下のほうです。認定こども園、今は保育所と言わないんだそうですね。認定こども園、保育園、幼稚園、その他とあるんですよ。今年は1か所、令和4年度は2か所はあるわけですが、このその他という、こういう文字を使える、決算書にその他なんていう、こういうものを使えるものなんですか。昨年もその他に入っているんですがね。このことを、その他とは何ぞやということをお聞きしたいと思います。

3点目は、3款の2項1目、報告書の次のページになりますけれども、子ども・子育て支

援事業というのがあります。この委託事業ですよ。委託事業の中に特別保育事業というのが入っているんですよ。去年は4件あったようですが、今年は2件ですね。これは委託事業、ここに入っているんですか。もしいいとすれば二重払いしているように思うんです。その下に補助金というのがありますよね。特別保育事業、障害児保育事業という、3人以内とありますけれども、去年というか令和4年度は4か所で352万8,000円、今年は2か所で352万8,000円、これどういう具合に理解すればいいのか。まず委託事業でこれないと私思うんですね。委託事業だよということであれば、これ二重払いしているのではないかというふうに感じるわけですが、この説明をお願いしたい。

それから、4点目は、次の次のページで35ページをご覧ください。報告書の35ページですね。一番上の表、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業というやつです。これ令和4年度では、5歳児以上、5歳児未満になっているはずなんですよ。それが今度、6歳以上、6歳未満となっているわけなんです、これ去年が間違っただのか一昨年が間違っているのか、ここを説明願いたいと思います。

以上4点お願いします。

(「休憩お願いしていいですか」の声あり)

委員長(長根一男君)

休憩いたします。

休憩(午前10時49分)

再開(午前11時00分)

委員長(長根一男君)

休憩を閉じて会議を開きます。

委員長のほうからお願いをいたします。

質疑する場合はページ数もつけて、款、項、目だとページ数を見つけているうちに質問のほうあまり聞き取れない部分があるということでございますので、何ページの款、項、目で質問していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどの苫米地委員の質問に対して回答をお願いいたします。

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

大変お待たせしました。お答えいたしたいと思います。

まず1つ目が、決算報告書31ページの敬老会の金額と百歳祝金の金額ということでございましたけれども、この敬老会の金額については、決算書のほうの報償費だけの金額ではなく、消耗品であったり印刷製本であったり、合計した金額が載せてありますので、報償の金額と一致はしておりません。同じく百歳祝金のほうですけれども、同じような形で消耗品等を合算した数字が載せてありますので、決算報告書と決算書のほうの、そこでは合致しないということでご理解いただけますでしょうか。

委 員 長（長根一男君）

苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

いや、理解できるわけがないでしょう。決算書にはちゃんとうたっているわけですよ、この金額を。報告書にもちゃんとうたっているわけでしょう。

福祉課長（辻浦宗典君）

もう一度休憩をお願いします。すみません。

委 員 長（長根一男君）

休憩いたします。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時05分）

委 員 長（長根一男君）

休憩を閉じて会議を開きます。

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

大変申し訳ございません。

決算報告書のほうの表記のほうですけれども、やはり委員おっしゃるとおり決算書と一致するべきものと思いますので、決算報告書のほうの敬老会という文言のところを敬老会記念品という形で11万6,000円、百歳祝金のほうは決算書のとおり91万8,000円というふうに訂正いたしたいと思います。記載の方法が適切ではなかったので、直させていただきたいと思っています。

委 員 長（長根一男君）

苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

決算書のほうが正しいということ。

委 員 長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

はい、そうです。

委 員 長（長根一男君）

苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

分かりました。

委 員 長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

そして、昨年度の人数の関係と敬老会の関係でしたけれども、敬老会のほう、令和４年度はコロナの影響で表彰者のみの対応としておりまして、金額のほうは、一般の参加者にお渡しする記念品のほうを購入していませんので、金額が少ないという形になっております。

委員長（長根一男君）

苦米地委員。

１２番（苦米地繁雄君）

129人のほうが安くて108人のほうが高いし、10万4,000円も違うよ、129人と108人では。

（「休憩をお願いいたします」の声あり）

委員長（長根一男君）

休憩いたします。

休憩（午前１１時０７分）

再開（午前１１時１２分）

委員長（長根一男君）

休憩を閉じて会議を開きます。

副町長。

副町長（円子富浩君）

少し調べるのに時間がかかりそうですので、もし差し支えなければ、きちっと精査させていただいて、それがあしたになるかもしれませんが、ほかのものまだ残っていますので、進めさせていただきたいなと思っております。

数値のほうでも、大変誤解と不信感を抱かせてしまって、大変申し訳ございません。おわ
び申し上げます。

決算書のほうの数値には誤りはないと思いますので、ないです。

訂正すべきは訂正したものを、会期内の中で速やかに訂正させていただきたいと思います。

委 員 長（長根一男君）

それでは、引き続き会議を続けさせていただきます。

ほかに質疑ございませんか。

苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

ちょっと待って、あとのもまだ残っているんだ。

4つ聞いているんだ。

（「それも含めて」の声あり）

委 員 長（長根一男君）

それも含めて全部じゃないですか。

1 2 番（苫米地繁雄君）

こういう決算ってあるか。何のためにこの報告書というのを作っているの。誰が発案して
これ作ったか分からないけれども、ほとんど決算書と同じで写しているけれども、間違いと
かなんとかというのが非常に目につくわけですよ。もう過去からそうなんだけれども、簡単
に答えられるだろうと思うやつが、これが間違いでしたということは、例えば職員がこれを
集めて……

委 員 長（長根一男君）

苫米地委員、申し訳ございませんけれども、起立して質疑お願いしたいと思います。

苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

職員が集めたものを、補佐がこれをチェックするのかどうか分かりません。あるいは課長がチェックするのかどうか分かりません。監査も受けてですよ、そして今度はどこ行くんですか、これ最終的に企画財政課に行くのかな。企画財政課でもこれをチェックするでしょう、みんな。その段階で何回もチェック段階を変えてやってきて、これだけ間違うというのは、恐らくチェックしていないと私は思うんだ。担当職員が集めたものをそのまま載せているんでないのかなと、そのように感じてならない。全く、前回のノート見たってコピー予算だ。コピーしていたみたい、何ページ、ページ数まで一緒ですよ。本当に残念なんですよ。やっぱり真剣にチェックしてもらわなきゃ駄目じゃないですか。せっかく職員たちが一生懸命やったものをそのまま載せているから、結局聞けば答えられない、そうなんだと思うんですよ。

これ、みんなでチェックしたら、この段階、担当職員から補佐から課長から最終的には企画財政課に来るんだと思うけれども、自分がチェックしてくれば必ず目につきますよ。私らでも目につくんだもの、どうして目につかないはずないでしょう。こういうのも直して、例えば直しますよ、直してあした出しますと、あした出すには議運に戻さなきゃならないですよ、一旦。議運に戻して、議運の了解を得てもう一回ここで提案してもらわなければならないですよ、正式にいけば。これ何の質問にもならないでしょう。今日だって無理ですから、委員長に任せます。

委 員 長（長根一男君）

はい、あしたまでに回答を求めるようにお願いいたします。

それでよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

副町長、あしたの決算特別委員会まででお願いしたいと思いますけれども。

副町長（円子富浩君）

はい、そのようにいたします。

大変申し訳ございませんでした。

委 員 長（長根一男君）

苫米地委員、それでよろしいでしょうか。

12 番（苫米地繁雄君）

はい。

委員長（長根一男君）

お願いいたします。

ほかに質疑を求めます。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

次に、5款から6款までの質疑を受けます。

137ページから150ページまでであります。

質疑ございませんか。

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

決算報告書の40ページ、それから決算書の142ページの18節補助金のところですね。

1つは畑地化促進事業、それからその下の経営所得何がし、この2点について説明を求めます。そして、決算報告書の40ページのところの中段の表ありますよね。令和5年度経営所得安定実施状況、これは多分減反のあれだと思いうんですけれども、表の説明ですね、これどういったものか、やっぱり我々これ知らなきゃならないんで、それから畑地化というのはどういったことを意味するのか、その2点の説明をお願いします。

委員長（長根一男君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

ただいま高坂委員の質問にお答え申し上げます。

転作という、あくまでも米需給の調整ということで国が米を全部一括で管理していますが、

全部田んぼに米を植えてしまうと米があふれてしまう。そのために、田んぼに野菜とかそういうものをつけて米の調整をしております。その中で、この表の中に大豆とありますが、この大豆に対して10アール当たり3万5,000円の補助を耕作者にしております。この表の中に全て書いてあります経営所得安定対策の人が、ナラシ対策ですね、そのほうに356名の方が加入しております。実際、このお金は町に入ってくるわけではなく、生産者に12月中にお支払いするような形となっております。

この中にも飼料米だったりとかありますが、その表の中段の中に産地交付金とございます。ニンニク、ゴボウ、大根、ニンジン、長芋、これについては、10アール当たり国で1万2,000円の補助をしております。この下のほうにいきますと、耕畜連携とありますが、その中に牧草とかそういうものを畜産農家のほうに出した場合のさらに上乘せの補助金もあるということになります。この表の10アール当たりの単価のほかに、隣のほうにいきますと、それに加盟している件数ですね、またあと耕作面積、ヘクタールで表示されております。

次に、畑地化促進事業とありますが、今、転作をしていて、もう今後田んぼとして使えませんよという方に対して、改良区を抜けますとなると、今度、改良区のほうはお金が入ってきませんので、その入ってこないお金を10アール当たり25万円以内で改良区のほうに国で補助しますよというお金になっております。今回、3,952万2,000円とありますが、南岸土地改良区のほうに140万円ほど支払いしております。また、稲生川土地改良区のほうには面積割合で3,800万円ほど支払いしておりますので、この3,952万2,000円については、各改良区のほうに、国から一回、町に来て、町が改良区のほうにただ支払いしていることとなりますので、一応100%の補助金になっておられます。

今回の、ちょっともう一回話戻るんですが、経営所得安定対策のこれについては、あくまでも令和5年度の耕作の品種に対しての単価を載せております。町には一切お金は入ってきません。決算書のほうに際しての経営所得安定対策直接支払推進事業の185万円については、町でこの事業をやる際に、トナーを買ったりとか、一回補助金で出して、印刷製本等を使って、その185万円を補助金で団体に頂いて支払いしているというところです。

以上です。

委員長（長根一男君）

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

よく分かりました。

これは、この表にある単価というのは、あくまでも令和5年度用ということで理解してよろしいんですか。これ毎年変わるということですか、制度というか、この補助金の額というのは。

それともう一つ、中段の飼料用米の下のWCS用稲というんですか、稲ですか、この8万円、これはどういったものか、そこをちょっと教えていただければと思います。

委員長（長根一男君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

ただいまの質問にお答えします。

単価は年々変わります。ただ、変わらない部分もございますが、そういう随時、その年度ごとに単価を載せていますと、過去10年間もどういう単価だったのかと分かりやすいということで報告書のほうに載せております。

WCS用稲ということで、ホールクロップという品種を、沖山地区のほうで団体で稲を植えております。

以上です。

（「分かりました。以上です」の声あり）

委員長（長根一男君）

よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

次に、7 款から 8 款までの質疑を受けます。

149ページから168ページまでであります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委 員 長 (長根一男君)

質疑なしと認めます。

次に、9 款から10款までの質疑を受けます。

167ページから210ページまででございます。

山本委員。

1 1 番 (山本 実君)

176ページ、まず旧柳町小学校敷地管理業務と、その下の旧折茂小学校管理業務と2点あるんですが、これの説明をお願いしたいと思います。

委 員 長 (長根一男君)

教育課長。

教育課長 (長谷 智君)

備考欄の説明のとおりで、旧柳町小学校と旧折茂小学校のグラウンド等の除草の作業の委託になっております。

委 員 長 (長根一男君)

山本委員。

1 1 番 (山本 実君)

何を申し上げたいかという、お分かりだと思うんですけども、この町の一つの財産でありますけれども、いわゆる学区を見直してからかなりの年数がたっているわけでありまして、かなりの管理費というふうなものを払ってきたと思うんですが、いつまでも私はこのままの

状態にしておくのはいかなるものかなという感じはいたしております。やはり決断をするときは決断をする、また別な活用方法があれば積極的にしていくというふうなことを申し上げたいわけであります。昨日の一般質問の中でも、六戸学園が開校する、そうすると子供たちがいなくなった学校が残るわけであります。当然、その管理費がかかります。やはりそういうようなものもそろそろ考えていく時期ではないのかなという感じはするんですね。

ですから、決算書に載っている、取りあえずこの2つのことについて、今後、むしろ教育委員会から聞くよりも町長の考え方を聞いたほうがいいのかという感じはしますけれども、この2つ、旧柳町小学校、旧折茂小学校、この跡地をどのようにその後活用されるのか、またはどうするのかというようなものを、考え方をお願いします。

委員長（長根一男君）

町長。

町長（佐藤陽大君）

山本委員のご質問にお答えしたいと思います。

旧柳町小学校、旧折茂小学校のみならず、旧長谷小学校であったり、これから廃校を迎えるそれぞれの学校の土地の利用というのは、皆さんもこれから心配をなされているところだと思っております。建物のない旧折茂小学校と旧柳町小学校につきましては、積極的に町としても賃貸であったり売買であったりという形で公募して、有効的な利用を進めてまいりたいと考えております。既に問合せが来ている用地もありますので、それは柔軟な姿勢を持って町としても臨んでまいりたいというように考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

委員長（長根一男君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

分かりました。

旧長谷小学校は管理者がいらっしゃるんじゃないですか、と思うんですけども。まず、

例えば払下げ、売却をするというような部分も一つの考え方ではないのかなというふうに思います。いずれにいたしましても、その活用方法については、六戸学園が開校した後というようなものも視野に入れながらお願いをしたいというふうに思います。ありがとうございました。

委 員 長（長根一男君）

ほかに質疑ございませんか。

下田委員。

9 番（下田敏美君）

199、200ページ、10・4・5、ふれあい昭陽館除草等管理業務60万6,960円載っていますけれども、およそ経費がどのぐらいかかっているかお聞きしたい。

委 員 長（長根一男君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

ふれあい昭陽館除草等管理業務で、昭陽館管理組合、地元町内会等の管理で60万6,960円、決算書のと通りの支払い、あと電気、水道、もろもろにつきましては建物が使用できる状態ではございませんので、当然ストップしております。したがって、管理に係る費用はこれが全てでございます。

以上です。

委 員 長（長根一男君）

下田委員。

9 番（下田敏美君）

来年廃校を迎えるのは5校迎えるわけですが、60万6,000円で終わればいいんですけども、多分、火災報知器、いろんなものが出てくると思いますけれども、相当の経費が予想されます。ですから、山本委員もさっき言ったとおり、今後の方向性を進路をつくっていろい

ろ検討を進めて、よりよいアイデアを出していただきたいなと思います。

町長、もし5校の廃校を迎える考えがあったら。

委員長（長根一男君）

町長。

町長（佐藤陽大君）

廃校の学校につきましては、皆さんも心配いただいている、各地域にそのままの状態が残っているという状態で、特に旧昭陽小学校につきましては、防犯上も耐震上も、中に入っているもの、体育館あたりはお祭り関係のものがもう満載されているという状況で、防犯上も大変危険な状態にあるかなというように、以前から皆さんのほうもご心配いただいている状況だと思います。建物としては、旧昭陽小学校も多分使える状況にはないという判断をされるであろうと思いますが、補助金とかその辺の関係も、私、ちょっと存じ上げていない部分もありますけれども、取壊しを含めて旧昭陽小学校については考えていかなければならない。

そしてまた、その中に入っているものは、必要なものであればどこかに移動したりして、ほかの学校に移動するのか、それぞれの町内会に持って行っていただくのかというのはあると思いますけれども、その方向性については、学園が開校し、それぞれの学校から子供たちが抜けた後は考えていかなければならないというように思いますので、庁舎内でそういう教育課を中心としたチームを組んで、その使用方法については考えてまいりたいというように思っておりますので、ご理解ください。ありがとうございます。

以上です。

委員長（長根一男君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

次に、11款から最終13款までの質疑を受けます。

209ページから214ページまでであります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

質疑なしと認めます。

以上で歳出の質疑を終わります。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑を受けます。

215ページから221ページまでであります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより認定第1号の採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長（長根一男君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和5年度六戸町一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

これをもちまして本日の日程を終わります。

次の委員会を9月11日午前10時より本会議室に招集いたしますので、本席より告知いたします。

以上で本日の決算特別委員会を散会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。

散会（午前11時36分）